

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業 リスク分担表

○=リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者

△=リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		補足説明	
				県	事業者		
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	1	法制度の新設・変更に関するもの (運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼすもの)	○		但し、事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合に限る。
			2	法制度の新設・変更に関するもの (上記以外のもの)		○	
		許認可リスク	3	許認可の新設・変更に関わるもの (運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼすもの)	○		No. 1に同じ
			4	許認可の新設・変更に関わるもの (上記以外のもの)		○	
			5	県が取得すべき許認可に関するもの	○		水利権の更新を含む。
		税制リスク	6	事業者が取得すべき許認可に関するもの		○	
			7	運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼす税制等の変更・新設	○		No. 1に同じ
			8	消費税・地方消費税にかかる税率の変更		○	
		政治リスク	9	その他広く一般的に適用される税制の変更・新設		○	
			10	契約締結及び運営権設定に係る議決が得られない場合	○		
			11	政策の変更	○		FIT制度の買取価格に係るものはNo. 62に記載。
	社会リスク	住民問題リスク	12	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟に関するもの	○		
			13	再整備業務・運営維持業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		○	事業者が実施する再整備業務、運営維持業務に関わる反対運動・訴訟等のうち事業者に帰責するもの
		環境問題リスク	14	再整備業務・運営維持業務における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		○	県が行う春米発電所の再整備については不適用
			15	再整備業務における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	県が行う春米発電所の再整備については不適用
		第三者賠償リスク	16	運営維持業務における騒音・振動に関するもの		○	
			17	施設の瑕疵による事故に関するもの (小鹿第一発電所・小鹿第二発電所・日野川第一発電所)		○	
			18	施設の瑕疵による事故に関するもの (春米発電所)	○		但し、事業者が運営維持段階で行う修繕・補修に起因して生じた施設の瑕疵による事故は、事業者のリスク負担とする
		19	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○		
	経済リスク	物価変動リスク	20	インフレ・デフレに関するもの		○	小鹿第一発電所・小鹿第二発電所・日野川第一発電所の再整備費に係るインフレ・デフレリスクを含む。
		金利変動リスク	21	事業期間中の資金調達にかかる金利の変動に関するもの		○	
	債務不履行リスク	事業者の債務不履行リスク	22	事業者の事業破綻・事業放棄等		○	
			23	事業者のサービス水準の低下		○	
			24	事業者の義務違反		○	
	25	公共債務不履行リスク	25	県の債務不履行等	○		
	不可抗力リスク	自然災害リスク	26	自然災害による損害		○	詳細は実施方針本文による
		人為的災害リスク	27	暴動、戦争等の人為的災害による損害		○	詳細は実施方針本文による

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		補足説明	
					県	事業者		
応募段階	募集要項リスク		28	募集要項等及び付属書類の誤りに関するもの	○			
			29	応募費用の負担に関するもの		○		
	契約リスク		30	県の事由により、事業者と契約が結ばれない、契約手続に時間がかかる場合	○			
31			事業者の事由により、事業者と契約が結ばれない、契約手続に時間がかかる場合		○			
再整備業務段階	計画・設計リスク	測量・調査リスク	32	県による測量・調査結果に責があるもの	○			
			33	事業者による測量・調査結果に責があるもの		○	春米発電所の再整備については不適用	
		設計リスク	34	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更・遅延	○			
			35	事業者の指示、判断の不備による設計変更・遅延		○	春米発電所の再整備については不適用	
	資金調達リスク		36	融資など必要な資金の確保に関するもの		○	事業開始に必要な資金は事業者において調達すること。	
	建設リスク	用地取得リスク	37	運営権設定対象施設の整備予定地の確保に関するもの	○	△	管理事務所を設置するための敷地については、事業者のリスクにより使用権原を確保すること。	
			38	発電再整備業務の実施にあたり、運営権設定対象施設の整備予定地以外の用地が必要となる場合		○	例えば、資材置場、現場事務所を発電施設整備予定地以外に設置する場合（県が行う春米発電所の再整備については不適用）	
		工事遅延・完工不能リスク		39	工事が定められた期日より遅延し、又は完工しない場合		○	
		施工監理リスク		40	施工監理に関するもの		○	県が行う春米発電所の再整備については不適用
		コスト・オーバーランリスク	41	県の指示による工事費の増大・予算超過	○			
			42	上記以外の工事費の増大・予算超過		○		県が行う春米発電所の再整備については不適用
		性能リスク		43	要求水準不適合		○	県が行う春米発電所の再整備については不適用
		施設損傷リスク		44	運営維持業務の開始前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○	春米発電所については不適用
	運営維持業務の開始遅延リスク		45	県の事由による運営維持業務の開始の遅延	○		県が行う春米発電所の再整備における工事遅延等に伴う運営維持業務の開始遅延も含む	
46			上記以外の場合による運営維持業務の開始の遅延		○			
支払遅延・不能リスク		47	運営権対価の支払遅延・不能		○			
運営リスク	施設運営リスク	48	施設内における事故、トラブル等（指示ミス等県の責めによるもの）	○				
		49	施設内における事故、トラブル等（上記以外の事業者の責めによるもの）		○			
	ダム運用リスク		50	要求水準の未達により下流域に被害をもたらすリスク		○		
維持管理リスク	計画変更リスク		51	県の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	○			
	性能リスク		52	要求水準不適合		○		
	施設瑕疵リスク		53	運営権対象施設の隠れた瑕疵に起因して生じる損失			実施方針本文を参照のこと	
	運営維持業務費の変動リスク		54	県の責めによる事業内容・用途変更等における運営維持業務費の増加	○			
			55	上記以外の運営維持業務費の増加		○		
	施設損傷リスク	56	劣化による施設の損傷		○			
		57	運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷（小鹿第一発電所・小鹿第二発電所・日野川第一発電所）		○			
修繕費増大リスク		58	運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷（春米発電所）	○				
		59	大規模修繕に関するもの		○			
収入変動リスク		60	発電に必要な水量の変動（提案時からのダム操作規則・操作規定の改定及び運用の変更起因するもの）	○		中津ダム操作規程・茗荷谷ダム操作規程・菅沢ダム操作規則		
		61	発電に必要な水量の変動（上記以外のもの）		○	降雨、降雪量の変動に伴い、年間の発電量に増減が生じ、特に渇水年では想定される発電量が確保できない場合を含む。		
		62	再生可能エネルギーの買取価格の減少	○		現行のFIT制度に基づく買取価格の取得は事業者のリスク負担で行うこと。		
		63	再生可能エネルギーの買取期間の短縮（事業者の帰責に起因）		○	運転開始期限を超過した場合等。		
		64	再生可能エネルギーの買取期間の短縮（事業者の帰責に起因する場合以外）	○		運転開始期限を超過した場合等。		
事業終了段階	終了手続き関連リスク		65	事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準未達による瑕疵で、該運営権設定対象施設に係る運営権の存続期間の終期から2年以内に県が発見し事業者へ通知したもの		○		
			66	上記以外	○			
			67	事業終了時の手続に関する諸費用		○		